

■もうけ話には要注意 ～太陽光発電システムによる売電～

自宅を訪問してきた営業員に勧誘され、太陽光発電システムの契約を430万円で結んだ。自宅の屋根に太陽光発電パネルを取り付け、発電した電力を全て売電するというものである。「電気の買い取り価格は年々下がる一方である。今の価格で買い取りをしてもらうには、今月中に申請をしなくてはいけない。早く契約しないを間に合わない」とあおられて契約してしまったような気がする。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、電力会社が電力の買取を行っていますが、この制度を利用するには発電システムの設置が必要なため、それなりの費用がかかります。また、屋根に太陽光パネルを設置することで、住宅そのものに負荷がかかり、メンテナンス費用などが発生することも考えられます。しかし、「自己負担なし」とうたって勧誘している業者もあり消費者トラブルが増加しています。

設置費用はいくらなのか、業者が提示したような発電が見込めるのか、売電収入はどのくらいなのか、住宅への負荷はないのか、十分な情報収集をした上で契約しましょう。

東北経済産業局 消費者相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時